

## 制度発足の経緯・趣旨

国際平和協力研究員制度は、国際連合を中心とする国際平和のための努力において文民の果たすべき役割が増大しつつある状況にかんがみ、内閣官房長官主催の「国際平和協力懇談会」(座長:明石康・元国連事務次長)の提言も踏まえ、平成17年度に内閣府の事業として発足しました。

## 国際平和協力研究員の活動内容

本制度は、①国際平和協力分野における人材育成、及び②国際平和協力本部事務局の機能強化の2つを目的としており、国際平和協力研究員は研究活動に従事するほか、政府が実施する選挙監視への参加などの活動を積極的に行っています。  
※国際平和協力研究員は、国家公務員(非常勤職員)として、最長2年の任期で国際平和協力に関する業務に従事しています。

## 国際平和協力研究員の進路

国際平和協力研究員は、退職後も国際連合や国際機関など国際平和協力の分野で幅広く活躍しています。

※退職後の就職先例

- ・国連コンゴ暫定行政ミッション(政務官)
- ・国連スーダン・ミッション(民政官、選挙支援担当官)
- ・世界食糧計画(WFP)東ティモール事務所
- ・国連ソマリア政治ミッション(DDR担当官)
- ・国連アフガニスタン支援ミッション(ガバナンス担当官)

## 国際平和協力研究員の募集

国際平和協力研究員は、国際平和協力分野での実務経験等を有し、将来においても海外での国際平和協力分野での活動を志す者を対象としており、毎年1~2回の募集を行っています(募集要項は、当事務局ホームページに掲載します)。



第1回国際平和協力シンポジウム(平成21年)



選挙監視要員として参加(ネパール:平成20年)



国際平和協力研究員制度についての説明会





# 平和への道

我が国の国際平和協力のあゆみ

平成  
22年度版

発行 平成22年10月  
制作 内閣府国際平和協力本部事務局  
〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館8階  
TEL: 03-3581-2550 <http://www.pko.go.jp>

写真提供 防衛省、国際連合、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）  
国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）  
国際移住機関（IOM）、日本広報センター、朝雲新聞社